

山口県医療機能情報提供制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条において知事が定めることとされた事項等について、その詳細を定め、病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）の提供による住民・患者等による病院等の適切な選択を支援する医療機能情報提供制度の適切な運用を図ることを目的とする。

(医療機能情報の報告)

第2条 病院等の管理者の知事への医療機能情報の報告の種別及び報告の時期は、別表のとおりとする。

- 2 病院等の管理者は、前項で定める報告のうち定期報告及び訂正報告以外について、法第7条から第9条に基づく開設等に係る各種届出手続に準じて、別紙様式により報告書の提出を行うものとする。
- 3 病院等の管理者は、知事への医療機能情報の報告のうち休廃止報告以外の報告については、報告書の提出に代えて、インターネットによる登録により行うことができる。
- 4 第3項により報告を行う場合、別に定める「山口県医療機能情報公表システムサービス利用規程」により行うものとする。

(報告事項の公表)

第3条 知事は、第2条の規定による報告を受けた医療機能情報について、原則として報告のとおり公表するものとする。

- 2 第2条の規定により報告を受けた医療機能情報の公表は、インターネットの利用によるほか、医療政策課及び各健康福祉センター（下関市にあつては、下関市立下関保健所）における書面による閲覧又は出力装置の映像面に表示する方法により行う。
- 3 知事は、法第8条の2及び第9条に基づく休廃止等の届出が行われたときは、速やかに当該届出に係る病院等の医療機能情報の公表を中止するものとする。
- 4 病院等の管理者は、当該病院等が知事に報告した医療機能情報について、書面又は電磁的な方法により、住民・患者等に提供しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年11月10日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

| 報告の種別 | 報告の時期 | 様式 |
|--|------------------------------|----|
| 毎年1回定期的に行う報告（以下「 定期報告 」という。） | 毎年度通知する期日までに同じく通知する日現在の状況を報告 | 1号 |
| 新たに開設許可を受けた病院等又は届出を行った診療所等の管理者が行う報告（以下「 新規報告 」という。） | 開設許可・届出後10日以内に開設時の状況を報告 | 2号 |
| 規則別表第1に掲げる事項のうち、同表第1の項第1号に掲げる事項（基本情報）に変更が生じたときに行う変更の報告（以下「 変更報告 」という。） ただし、基本情報以外の事項に変更が生じたときに報告することを妨げない。 | 変更が生じた時から10日以内に変更事項を報告 | 2号 |
| 先に行った報告内容に誤りがあったときに行う訂正の報告（以下「 訂正報告 」という。） | 誤りが判明したときから速やかに報告 | 2号 |
| 法第8条の2及び第9条に基づく休廃止等の届出に伴う報告（以下「 休廃止報告 」という。） | 休廃止等の届出後10日以内に報告 | 2号 |

参考

「基本情報」について（規則別表第1）

○共通事項（歯科診療所については(9)を、助産所については(6)～(9)を除く。）

- (1) 病院等の名称
- (2) 病院等の開設者
- (3) 病院等の管理者
- (4) 病院等の所在地
- (5) 病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号
- (6) 診療科目
- (7) 診療科目別の診療日
- (8) 診療科目別の診療時間
- (9) 病床種別及び届出又は許可病床数

○助産所のみ

- (1) 就業日
- (2) 就業時間

別紙様式（第1号）

年 月 日

山口県知事 様

住 所
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

名 称

管理者氏名

医療機能情報報告書（定期報告）

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3に規定する情報について、山口県医療機能情報提供制度実施要領第2条第1項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

別紙様式（第2号）

年 月 日

山口県知事 様

住 所
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

名 称

管理者氏名

医療機能情報報告書（新規・変更・訂正・休廃止報告）

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3に規定する情報について、山口県医療機能情報提供制度実施要領第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告の種類等

- 新規報告 開設年月日 年 月 日
(開設時の情報の詳細は別添のとおり)
- 変更報告 変更年月日 年 月 日
(変更した情報の詳細は別添のとおり)
- 訂正報告 (訂正する情報の詳細は別添のとおり)
- 休廃止報告 休廃止日 (年 月 日)
休止の場合、休止期間終期 (年 月 日)

注) 該当の報告に し、必要項目を記入してください。

別添（別紙様式（第2号））

医療機能情報の詳細（新規報告・修正報告・訂正報告の場合）

○共通事項（該当の項目にし、内容を記入してください。）

| | | |
|---------------------------------|----------------------|--|
| (1) <input type="checkbox"/> | 病院等の名称 (フリガナも記入) | |
| (2) <input type="checkbox"/> | 病院等の開設者 (フリガナも記入) | |
| (3) <input type="checkbox"/> | 病院等の管理者 (フリガナも記入) | |
| (4) <input type="checkbox"/> | 病院等の所在地 (フリガナも記入) | |
| (5) <input type="checkbox"/> | 病院等の案内用の 電話番号等 | |
| (6) <input type="checkbox"/> | 診療科目 | |
| (7) <input type="checkbox"/> | 診療科目別の診療 日 | |
| (8) <input type="checkbox"/> | 診療科目別の診療 時間 | |
| (9) <input type="checkbox"/> | 病床種別及び届出 又は許可病床数 | |

※歯科診療所については(9)を、助産所については(6)～(9)を除く。）

○助産所のみ（該当の項目にし、内容を記入してください。）

| | | |
|----------------------------------|------|--|
| (10) <input type="checkbox"/> | 就業日 | |
| (11) <input type="checkbox"/> | 就業時間 | |

※本様式に限らず、他の様式等を添付されても構いません。

※修正報告、訂正報告で基本項目以外がある場合には上記に準じて記載して下さい。